

第1105回教育委員会

令和3年12月23日
県庁舎教育委員室

1 開 会 午後2時

2 会期の決定

3 報 告

- (1) 令和4年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応について (高校教育課)
- (2) 令和4年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学者選抜第2次募集について (高校教育課)

4 議 題

- 議第1号 山形県朝日少年自然の家の指定管理者の指定について (生涯教育・学習振興課)
- 議第2号 山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について (スポーツ保健課)
- 議第3号 教職員の人事について (教職員課)

5 閉 会

令和4年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応について

このことについて、令和3年11月定例教育委員会で報告したことに加え、下記のとおり対応いたします。

記

1 受検者の感染防止対策について

東桜学館中学校を通じて、受検者及び保護者に「令和4年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のお願いについて」（資料1）を送付し、受検者の受検前までの健康管理や当日の感染防止対策の協力を依頼する。

2 新型コロナウイルス感染症の感染者及び感染者の濃厚接触者等の症状に応じた対応について

「令和4年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者等の症状に応じた対応について」（資料2）により、症状に応じて、「受検不可」、「別室で受検」または「通常受検」となることを示した。なお、「受検不可」となる者については、「令和4年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染者等の特例措置による選抜に係る実施要項」（資料3）により選抜する。

3 その他

今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況により、追加的な対応を行う場合は、東桜学館中学校をとおして受検者へ速やかに周知するとともに県教育庁高校教育課ホームページに掲載する。

令和 3 年 1 2 月

受検者・保護者の皆さんへ

令和 4 年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜における 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のお願いについて

山形県教育委員会

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底を図るため、以下の点について留意していただくとともに、受検に向けての体調管理に万全を期すようお願いします。

1 適性検査等実施日の前日までの健康管理等について

- (1) 毎朝の検温や健康観察の実施、手洗い、マスクの着用、換気の徹底など、感染防止対策への取組みをお願いします。
- (2) 不要不急の外出の自粛、「三つの密」（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、近距離での会話や発話が生じる密接場面）を避けるなどの対策を取るようお願いします。
- (3) 発熱・咳等の症状（※1）が見られる場合は、あらかじめ医療機関を受診し、医師等の指示に従ってください。

※1 発熱・咳等の症状とは、37.5度以上の発熱がある。息苦しさ（呼吸困難）がある。強いだるさ（倦怠感）がある。味覚障害や嗅覚障害がある。咳の症状や咽頭痛が続いている。等

2 適性検査等実施日当日の感染防止対策について

- (1) 検査会場では、不織布マスクの着用をお願いします。なお、面接の際もマスクの着用をお願いします。なお、事情によりマスクを着用できない場合は、事前に東桜学館中学校に申し出てください。
- (2) 検査室の換気を適宜実施します。そのため、室温が低くなる場合もありますので重ね着で調整できるようにするなど、防寒対策をお願いします。
- (3) 休憩時間中、トイレの使用時及び昼食時にできる限り他者との接触、会話を控えてください。
- (4) 各検査室付近に消毒液を準備しますので、こまめに手指消毒をしてください。
- (5) 発熱・咳等の症状のある場合は、検査監督等に申し出てください。
- (6) 下校時は、昇降口の混雑を防ぐため、係の誘導に従ってください。

3 新型コロナウイルス感染症の感染者又は感染者の濃厚接触者等（※2）となった場合について

別添の「令和 4 年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者等の症状に応じた対応について」（資料 2）をご覧ください、受検者の症状から受検の可否等について確認してください。

※2 濃厚接触者等とは、保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられた者のほか、入選当日を基準に過去2週間以内に、海外の国・地域から日本に入国した者を含みます。

4 受検者の特例措置について

新型コロナウイルス感染症の感染者又は感染者の濃厚接触者等となったために適性検査等実施日当日に欠席した受検者については、「令和4年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染者等の特例措置による選抜に係る実施要項」(資料3)に基づき選抜を実施します。保護者は、受検者が特例措置の対象者に該当すると思われる場合、その旨を速やかに東桜学館中学校に電話で連絡をしてください。

5 当日、発熱・咳等の症状のある場合について

新型コロナウイルス感染症の感染者又は感染者の濃厚接触者等に該当せず、発熱・咳等の症状やインフルエンザに罹患している場合は、別室で受検することになります。この場合、保護者は、その旨を速やかに東桜学館中学校に電話で連絡をしてください。

6 受検後に感染したことが判明した場合

適性検査等実施日から2週間以内に、受検者が新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明した場合、保護者は、その旨を速やかに東桜学館中学校に電話で連絡をしてください。

7 その他

今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況により、追加的な対応を行う場合は、山形県教育庁高校教育課の以下のサイトに掲載します。

<山形県教育庁高校教育課 令和4年度県立中学校入学者選抜情報>

<https://www.pref.yamagata.jp/700013/bunkyo/kyoiku/gakkoukyouiku/chu/tyuunyuusen/r04tyuunyuusen.html>



令和4年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者等の症状に応じた対応について

山形県教育委員会

1 受検者の症状に応じた受検の可否

	受検者の症状	受検の可否	備考	
A	新型コロナウイルス感染症の感染者	① 適性検査等実施日(以下「検査実施日」という。)当日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養中の場合	受検不可	特例措置の対象者
		② 検査実施日前日までに治癒した場合	通常通り受検	
B	新型コロナウイルス感染症の感染者の濃厚接触者等(*)	③ 検査実施日前日までにPCR検査の結果が判明しない場合	受検不可	特例措置の対象者
		④ 検査実施日当日が自宅待機を要請されている期間中で、PCR検査の結果が検査実施日前日時点で陰性が確認されたが、適性検査等実施日当日に発熱・咳等の症状がある場合	受検不可	特例措置の対象者
		⑤ 検査実施日当日が自宅待機を要請されている期間中で、PCR検査の結果が検査実施日前日時点で陰性が確認されかつ検査実施日当日無症状の場合	別室で受検	
		⑥ 検査実施日当日が自宅待機を要請されている期間を既に経過した場合	通常通り受検	
C	⑦ 発熱・咳等の症状があるため医療機関を受診し、医師の判断によりPCR検査を受け、検査実施日前日までに検査結果が判明しない場合	受検不可	特例措置の対象者	
D	⑧ 濃厚接触者と認められていないが、保健所からの依頼により、PCR検査を受け、検査実施日前日までに検査結果が判明しない場合	別室で受検		
E	⑨ 新型コロナウイルス感染症以外の感染症に感染した場合	別室で受検		
F	⑩ 発熱・咳等の症状がある場合	別室で受検		

* 濃厚接触者等とは、保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられた者のほか、検査実施日当日を基準に過去2週間以内に、海外の国・地域から日本に入国した者を含みます。

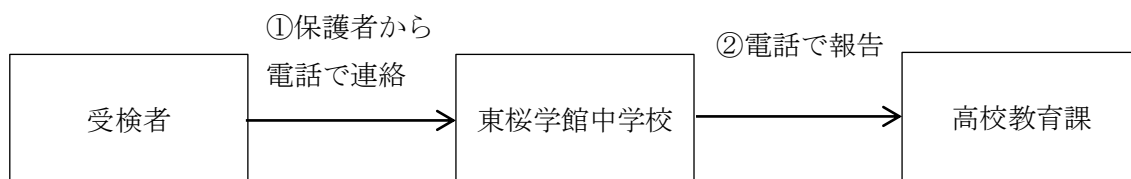
※ 発熱・咳等の症状とは、次のような症状をいう。

- (1) 発熱（37.5度以上）の症状がある。
- (2) 息苦しさ（呼吸困難）がある。
- (3) 強いだるさ（倦怠感）がある。
- (4) 味覚障害または嗅覚障害がある。
- (5) 咳の症状が続いている。
- (6) 咽頭痛が続いている。

2 「受検不可」又は「別室で受検」となる場合の連絡について

- (1) 保護者は、受検者が上記1の症状により「受検不可」又は「別室で受検」となる場合は、その旨を速やかに東桜学館中学校に電話で連絡すること。（下図の①）
- (2) 東桜学館中学校長は、新型コロナウイルス感染症により「受検不可」又は「別室で受検」（上記1①③④⑤⑦⑧）の受検者がいる場合は、その旨を速やかに高校教育課長に電話で報告すること。（下図の②）

図 「受検不可」又は「別室で受検」の場合の連絡の流れ



3 新型コロナウイルス感染症の感染者及び感染者の濃厚接触者等となったために、入学者選抜を欠席した受検者の特例措置について

受検者が、新型コロナウイルス感染症の感染者又は感染者の濃厚接触者等となったために、入学者選抜を欠席した場合は、「令和4年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染者等の特例措置による選抜に係る実施要項」（資料3）に基づいて選抜する。手続きについては、実施要項を参照のこと。

令和4年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜における 新型コロナウイルス感染者等の特例措置による選抜に係る実施要項

山形県教育委員会

1 目的

令和4年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜において、新型コロナウイルス感染症に感染した志願者又は濃厚接触者等となった志願者等（下記2(1)～(4)）が、適性検査、作文及び面接を受検できなかった場合に受検機会を確保する観点から、安心して受検できる入学者選抜制度に資することを目的とする。

2 本実施要項において対象となる者（以下「対象者」という。）

志願している者で、以下のいずれかの理由で、適性検査等を受検できなかった者。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染者で、適性検査等の実施日（以下「実施日」という。）に入院中又は自宅や宿泊施設において療養中の者。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染者の濃厚接触者等（※1）のうち、実施日の前日までにPCR検査の結果が判明していない者。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染者の濃厚接触者等のうち、実施日が自宅待機を要請されている期間中で、実施日の前日までにPCR検査の結果が陰性であると確認されたが、実施日当日に発熱・咳等の症状（※2）がある者。
- (4) 発熱・咳等の症状があるため医療機関を受診し、医師の判断によりPCR検査を受け、実施日の前日までに検査結果が判明しない者。

※1 濃厚接触者とは、保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられた者のほか、実施日を基準に過去2週間以内に、海外の国・地域等から日本に入国した者を含む。

※2 発熱・咳等の症状とは、37.5度以上の発熱がある、息苦しさ（呼吸困難）がある、強いだるさ（倦怠感）がある、味覚障害や嗅覚障害がある、咳の症状や咽頭痛が続いている、等の症状をいう。

3 対象者の入学者選抜に係る特例措置

「令和4年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜実施要項」等に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 適性検査等
適正検査、作文及び面接は実施しない。
- (2) 選抜の方法
選抜は、山形県立東桜学館中学校の基本理念を踏まえ、調査書中の記載事項を資料として総合的に判断する。
- (3) 定員の取扱い
対象者については、入学定員とは別に合否を判定できるものとする。

4 手続き

- (1) 志願者の保護者は、本特例措置の対象者となった場合には、速やかに山形県立東桜学館中学校に電話で連絡すること。
- (2) 志願者の保護者は、「新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置承認申請書」（別紙様式1）（以下「申請書」という。）を、令和4年1月11日（火）正午まで、山形県立東桜学館中学校長あてに提出すること。上記2の(4)に該当する場合は、PCR検査を受けた日付、同検査を受けた医療機関名及びそのときの志願者の症状等を申請書に記入の上、医療機関を受診したことを証明できる書類（領収書の写し等）を添付すること。
- (3) 山形県立東桜学館中学校長は、(2)の提出を受け、本特例措置の対象者として承認する場合は、高校教育課長に報告の上、「新型コロナウイルス感染症特例措置承認通知書」（別紙様式2）を志願者の保護者あて送付すること。

5 配慮事項

選抜に当たっては、対象者以外の受検者が入学定員を超えて入学許可予定者と判定されないようにすること。

6 選抜結果の通知

選抜結果通知書は、令和4年1月14日（金）に発送する。

7 その他

- (1) 本実施要項は、令和4年度入学者選抜にのみ適用する。
- (2) 山形県立東桜学館中学校長は、対象者の志願及び選抜結果の状況を、高校教育課長に報告しなければならない。
- (3) 新型コロナウイルス感染症への対応については、日々状況が変化しているため、今後必要に応じて更に変更して実施する場合がある。

(別紙様式1)

令和 年 月 日

山形県立東桜学館中学校長 殿

保護者氏名.....

(保護者が自筆で記入してください。)

新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置承認申請書

令和4年度入学者選抜における特例措置を下記のとおり申請いたします。

記

1 受検番号

2 志願者氏名

3 学校名立.....学校

4 申請理由 (該当する項目の番号を○で囲んでください。)

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染者で、適性検査等実施日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養中の者。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染者の濃厚接触者等 (※1) のうち、適性検査等実施日の前日までにPCR検査の結果が判明していない者。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染者の濃厚接触者のうち、適性検査等実施日が自宅待機を要請されている期間中で、PCR検査の結果が適性検査実施日の前日までに陰性が確認されたが、適性検査等実施日当日に発熱・咳等の症状 (※2) がある者。
- (4) 発熱・咳等の症状があるため医療機関を受診し、医師の判断によりPCR検査を受け、適性検査等実施日の前日までに検査結果が判明しない者。(以下の枠の中を記入の上、医療機関を受診したことの証明書 (領収書の写し等) を添付してください。)

PCR検査について

検査実施日 令和.....年.....月.....日

医療機関名

症状等


※1 濃厚接触者等とは、保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられた者のほか、適性検査等実施日当日を基準に過去2週間以内に、海外の国・地域等から日本に入国した者を含む。

※2 発熱・咳等の症状とは、37.5度以上の発熱がある、息苦しさ (呼吸困難) がある、強いだるさ (倦怠感) がある、味覚障害や嗅覚障害がある、咳の症状や咽頭痛が続いている、等

(別紙様式2)

令和 年 月 日

保護者 ○○ ○○ 様

山形県立東桜学館中学校長 

新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあったこのことについて下記のとおり承認しましたので通知します。

なお、選抜結果通知書は令和4年1月14日(金)に発送します。

記

- 1 受検番号 ○○○○
- 2 志願者氏名 ○○ ○○
- 3 学校名 ○○立○○○○学校
- 4 選抜の方法 特例措置を適用して選抜する。

令和4年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学者選抜第2次募集実施要項

山形県教育委員会

令和4年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学者選抜第2次募集は、令和4年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針に定めるもののほか、この要項に定めるところにより実施する。

1 募集定員

設置学科	コース	募集人員
生産情報	情報技術コース	約2名
	生産システムコース	約3名
	生産デザインコース	約3名

2 志願資格

次の各号の一に該当する者

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校を、卒業又は令和4年3月卒業見込みの者
- (2) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

3 募集公告

県教育委員会の募集についての公告は、令和3年12月3日(金)に県公報によって行う。県立米沢工業高等学校長は、この公告に基づき募集する。

4 募集要項

- (1) 高等学校では、募集要項に、志願資格、設置学科、入学定員、教育課程の概要、出願手続、検査日時、検査教科、携行品、受検上の注意、合格発表の日時、入学後の経費に関する記述等を明確に記載する。
- (2) 高等学校長は、募集要項1部(入学願書も添付)を令和3年12月17日(金)必着で、県教育庁高校教育課長あて提出する。

5 出願書類の交付

出願に必要な書類は、県立米沢工業高等学校において交付する。

6 出願期間

令和4年1月4日(火)から同年1月11日(火)正午までとする。
郵送の場合でも締切日時までに必着とする。

7 提出書類

(1) 入学願書

学校所定のものに、山形県立学校の授業料等徴収条例(昭和43年3月県条例第18号)に基づき、入学者選抜手数料として2,200円の山形県収入証紙を貼る。ただし、消印はしないものとする。

(2) 履歴書・身上書

学校所定のもの。貼付する写真は、最近3か月以内に撮影した正面顔写真とし、脱帽し、大きさは4cm×5cmのもの。

(3) 調査書

高等学校卒業（卒業見込み）の者は、当該高等学校の調査書。

高等学校を卒業していない者は、同等以上の学力を証明する書類とする。

(4) 健康診断書

学校所定のものとし、令和3年4月1日以降に受診したもの。卒業見込みの者は在学校の健康診断の写しで可とする。

8 選 抜

提出書類によるほか、次のとおり小論文及び面接(プレゼンテーションを含む)により行う。

(1) 期 日 令和4年1月22日(土)

(2) 場 所 県立米沢工業高等学校

(3) 選考方法

イ 小論文(50分)

ロ 面接(15分程度)

9 合格発表

令和4年1月26日(水)午後3時予定

10 その他

細部については、令和4年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学者選抜第2次募集要項によることとし、同校に問い合わせること。

議第 1 号

山形県朝日少年自然の家の指定管理者の指定について

山形県朝日少年自然の家の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定する。

- 1 公の施設の名称 山形県朝日少年自然の家
- 2 指定する団体 山形市鉄砲町二丁目 13 番 18 号
株式会社ヤマコー
- 3 指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

提 案 理 由

山形県朝日少年自然の家の指定管理者を指定するため提案するものである。

令和 3 年 12 月 23 日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 間 裕 晃

議第 2 号

山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則
の制定について

山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則を次のよう
に制定する。

山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則
山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則（昭和 50 年 7 月県教育委員会規則
第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表中	「	山形県立新庄神室産業高等学校	を	山形県立新庄南高等学校金山校	に、
	」	山形県立新庄南高等学校金山校		山形県立新庄神室産業高等学校	」
	「	山形県立荒砥高等学校	を	山形県立荒砥高等学校	に、
	」			山形県立鶴岡南高等学校	」
	「	山形県立加茂水産高等学校	を	山形県立加茂水産高等学校	に改める。
	」	山形県立鶴岡南高等学校山添校			」

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

山形県立鶴岡南高等学校山添校の閉校に伴い、当該校の体育施設の管理が山形県立
鶴岡南高等学校に移管されるため提案するものである。

令和3年12月23日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 間 裕 晃

山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部改正について

第1 改正理由

山形県立鶴岡南高等学校より、令和3年度で閉校する山添校の体育施設について令和4年度以降も地域住民に開放したい旨の申し出があり、令和4年4月1日以降も当該校の体育施設を開放するため、規定の整備を図るもの。

第2 改正内容（新旧対照表を参照）

- ・ 別表中の「山形県立鶴岡南高等学校山添校」を「山形県立鶴岡南高等学校」に改正。
- ・ 別表中の開放高校の順序を建制順に改正。

第3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

「山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則」新旧対照表

現行	改正案
第1条～第6条 一略一 別表	第1条～第6条 一略一 別表
開放高校	開放高校
山形県立山形南高等学校	山形県立山形南高等学校
山形県立山形西高等学校	山形県立山形西高等学校
山形県立山形工業高等学校	山形県立山形工業高等学校
山形県立山形中央高等学校	山形県立山形中央高等学校
山形県立天童高等学校	山形県立天童高等学校
山形県立寒河江高等学校	山形県立寒河江高等学校
山形県立谷地高等学校	山形県立谷地高等学校
山形県立村山産業高等学校	山形県立村山産業高等学校
山形県立東桜学館高等学校	山形県立東桜学館高等学校
山形県立新庄北高等学校最上校	山形県立新庄北高等学校最上校
<u>山形県立新庄神室産業高等学校</u>	<u>山形県立新庄南高等学校金山校</u>
<u>山形県立新庄南高等学校金山校</u>	<u>山形県立新庄神室産業高等学校</u>
山形県立新庄神室産業高等学校真室川校	山形県立新庄神室産業高等学校真室川校
山形県立米沢商業高等学校	山形県立米沢商業高等学校
山形県立南陽高等学校	山形県立南陽高等学校
山形県立長井高等学校	山形県立長井高等学校
<u>山形県立荒砥高等学校</u>	<u>山形県立荒砥高等学校</u>
山形県立鶴岡北高等学校	<u>山形県立鶴岡南高等学校</u>
山形県立鶴岡工業高等学校	山形県立鶴岡北高等学校
<u>山形県立加茂水産高等学校</u>	山形県立鶴岡工業高等学校
<u>山形県立鶴岡南高等学校山添校</u>	<u>山形県立加茂水産高等学校</u>